

2 軽減税率制度・適格請求書等保存方式の施行スケジュール

	請求書等保存方式 (～令和元年9月)	区分記載請求書等保存方式 (令和元年10月～)	適格請求書等保存方式 (令和5年10月～)
税率	8.0% (消費税率6.3%、地方消費税率1.7%)	○ 軽減税率 8.0% (消費税率6.24%、地方消費税率1.76%) ○ 標準税率 10.0% (消費税率7.8%、地方消費税率2.2%)	
請求書等	請求書の記載事項 ・発行者の氏名又は名称 ・取引年月日 ・取引の内容 ・対価の額(税込み) ・受領者の氏名又は名称 交付義務なし・類似書類等交付の罰則なし ※ 免税事業者も発行可	請求書の記載事項 左記に加え ①軽減対象資産の譲渡等である旨 ②税率ごとに区分して合計した課税資産の譲渡等の対価の額(税込み) ※ 上記①②は交付を受けた事業者の追記可	請求書の記載事項 左記に加え ①登録番号 ②税率ごとの消費税額及び適用税率 ※ 「税率ごとに区分して合計した課税資産の譲渡等の対価の額」は税抜価額又は税込価額 交付義務あり・類似書類等交付の罰則あり ※ 免税事業者は発行不可
仕入税額控除の要件	帳簿及び請求書等の保存が要件 ※ 免税事業者からの仕入税額控除可 せり売りなどにおいて代替発行された請求書による仕入税額控除可 中古品販売業者の消費者からの仕入れ等は、帳簿の記載のみで仕入税額控除可 3万円未満(税込み)の取引は、帳簿の記載のみで仕入税額控除可	帳簿及び区分記載請求書等(交付を受けた事業者が追記した区分記載請求書等を含む。)の保存が要件 ※ 免税事業者からの仕入税額控除可	帳簿及び適格請求書等の保存が要件 ※ 免税事業者からの仕入税額控除不可 ただし、以下の特例あり。 令和5年10月～令和8年9月 80%控除可 令和8年10月～令和11年9月 50%控除可 一定の要件の下、媒介者等により交付された適格請求書による仕入税額控除可 請求書等の交付を受けることが困難な一定の取引は、帳簿の記載のみで仕入税額控除可 原則として、3万円未満の取引も適格請求書等の保存が必要
適格請求書発行事業者登録制度		令和3年10月から申請受付・登録開始 ※ 課税事業者のみ登録可	
税額計算	取引総額からの「割戻し計算」	税率ごとの取引総額からの「割戻し計算」	・税率ごとの取引総額からの「割戻し計算」 ・適格請求書の税額の「積上げ計算」のいずれかの方法によることが可
売上税額の計算の特例(注)		軽減税率対象売上げのみなし計算(4年間)	
仕入税額の計算の特例(注)		軽減税率対象仕入れのみなし計算(1年間) 簡易課税制度の届出の特例(1年間)	

(注) 税額計算の特例は、中小事業者(基準期間における課税売上高が5,000万円以下の事業者をいいます。)のみに適用が認められます。

〈 用 語 の 説 明 〉

1 課税期間 とは

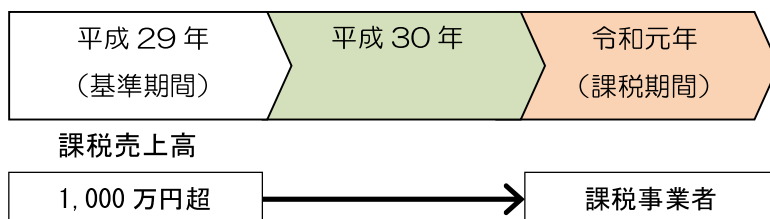
納付すべき消費税額の計算の基礎となる期間をいいます。原則として、個人事業者は暦年、法人は事業年度をいいます。

2 基準期間 とは

ある「課税期間」において、消費税の納税義務が免除されるかどうか、簡易課税制度を適用できるかどうかを判断する基準となる期間をいいます。

原則として、個人事業者についてはその年の前々年、法人についてはその事業年度の前々事業年度^(注3)をいいます。

例 個人事業者の場合の基準期間と課税期間



平成 29 年の課税売上高が 1,000 万円超の場合には、令和元年は課税事業者となります。^(注4)

3 課税事業者 とは

事業者のうち、次のいずれかに該当する者をいいます。

- ① 基準期間の課税売上高が 1,000 万円を超える事業者
- ② 「消費税課税事業者選択届出書」を提出して課税事業者を選択している事業者
- ③ その他の消費税法の規定により納税義務が免除されない事業者

4 免税事業者 とは

基準期間の課税売上高が 1,000 万円以下の事業者（適格請求書発行事業者を除きます。）をいいます。

5 課税売上高 とは

消費税が課税される取引の売上金額^(注5)と輸出取引等の免税売上金額の合計額をいいます。^(注6)

なお、売上返品、売上値引や売上割戻し等に係る金額がある場合には、これらの合計額を控除します。

6 課税仕入れ とは

事業者が、事業として他の者^(注7)から資産を譲り受け、若しくは借り受け又は役務の提供を受けることをいいます。

課税仕入れに該当するもの	課税仕入れに該当しないもの
<ul style="list-style-type: none"> ○ 商品の仕入れや、機械等の事業用資産の購入・賃借、事務用品の購入、賃加工や運送等のサービス提供を受けること ○ 免税事業者や消費者からの商品や中古品等の仕入れ 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 土地の購入や賃借、株式や債権の購入、利子や保険料の支払いなどの非課税取引 ○ 給与、税金の支払いなど

(注3)

前々事業年度が1年未満である法人については、その事業年度開始の日の2年前の日の前日から同日以後1年を経過する日までの間に開始した各事業年度を合わせた期間をいいます。

(注4)

基準期間の課税売上高が1,000万円以下であっても、特定期間の課税売上高が1,000万円を超えた場合、消費税の課税事業者となります。

特定期間とは、個人事業者の場合は、その年の前年1月1日から6月30日までの期間、法人の場合は前事業年度開始の日以後6か月間をいいます。

(注5)

消費税額及び地方消費税額を除きます。

(注6)

棚卸資産の販売代金や請負工事代金、サービス料のほか、機械の賃貸収入、棚卸資産以外の資産の譲渡代金（機械、建物等の事業用資産の売却代金）等も含まれます。

(注7)

取引の相手方が課税事業者であるか否かを問いません（免税事業者及び消費者も含まれます。）。